



発行新 潟 県号外7平成28年3月30日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

規 則

42 新潟県財務規則の一部を改正する規則(財政課)

告 示

400 新潟県資金前渡取扱規程の一部改正(出納局管理課)

規則

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月30日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第42号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動後号」という。)に対応する同表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下「移動号」という。)が存在する場合には当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には当該移動後号(以下「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び追加号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

 改
 正
 後
 改
 正
 前

 (定義)
 (定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 部局長 新潟県行政組織規則第165条第1項 に規定する部長、議会事務局長、<u>教育次長</u>、警 察本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務 局長及び労働委員会事務局長をいう。

 $(3) \sim (19)$ (略)

(産業労働観光部長等の専決事項の特例)

- 第6条 知事は、産業労働観光部長、土木部長又は 警察本部長がその専決することができる権限の範 囲において観光局長、都市局長又は警察本部の部 長の職にある者に専決させるべき範囲を定めると きは、第4条第1項から第3項までの規定にかか わらず、その範囲に相当する権限をこれらの者に 専決させる。
- 2 産業労働観光部長、土木部長及び警察本部長は、 前項の規定により専決させるべき範囲を定めると きは、その範囲及び専決させるべき者について、 あらかじめ総務管理部長の承認を得なければなら ない。
- 3 産業労働観光部長、土木部長及び警察本部長は、 第1項の規定により専決させるべき範囲を定めた ときは、その内容を会計管理者に通知しなければ ならない。

(検査調書)

第51条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、支出負担行為担当者及び検査を命じられた職員は、1件の金額<u>(一</u>定期間ごとに履行を確認し、支払をすることが定められた契約にあつては当該期間に係る支出しようとする額、単価契約にあつては1件ごとの支出

- **第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) (略)
 - (2) 部局長 新潟県行政組織規則第165条第1項 に規定する部長、議会事務局長、<u>教育長</u>、警察 本部長、監査委員事務局長、人事委員会事務局 長及び労働委員会事務局長をいう。

(3)~(19) (略)

(産業労働観光部長等の専決事項の特例)

- 第6条 知事は、産業労働観光部長、土木部長、教育長又は警察本部長がその専決することができる権限の範囲において観光局長、都市局長、教育次長又は警察本部の部長の職にある者に専決させるべき範囲を定めるときは、第4条第1項から第3項までの規定にかかわらず、その範囲に相当する権限をこれらの者に専決させる。
- 2 産業労働観光部長、土木部長<u>教育長</u>及び警察本部長は、前項の規定により専決させるべき範囲を定めるときは、その範囲及び専決させるべき者について、あらかじめ総務管理部長の承認を得なければならない。
- 3 産業労働観光部長、土木部長<u>教育長</u>及び警察本部長は、第1項の規定により専決させるべき範囲を定めたときは、その内容を会計管理者に通知しなければならない。

(検査調書)

第51条 (略)

2 (略)

3 前2項の規定にかかわらず、支出負担行為担当 者及び検査を命じられた職員は、1件の金額が200 万円を超えない契約について検査をしたときは、 当該支出負担行為に係る支出命令決議書に検査済 みである旨の証明を付することをもつて検査調書 しようとする額とする。)が200万円を超えない契約について検査をしたときは、当該支出負担行為に係る支出命令決議書に検査済みである旨の証明を付することをもつて検査調書の作成に代えることができる。ただし、部分払をするために検査をしたとき及び検査の結果その給付が契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでない。

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)

- 第72条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 契約担当者は、見積書の提出期限の前日から 起算して10日以上の期間(やむを得ない理由が あると認めるときは、5日以上の期間)をおい て、<u>買い入れ、若しくは借り入れよう</u>とする物 品又は提供を受けようとする役務の内容、契約 をしようとする部局又は事務所の名称及び所在 地、契約の相手方の決定方法、見積書の提出期 限及び提出方法その他必要な事項を公表するこ と。
 - (2) 契約担当者は、契約をした後速やかに、<u>買い</u>入れ、若しくは借り入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量、契約の相手方の名称及び住所、契約年月日、契約金額、契約の相手方とした理由その他必要な事項を公表すること。

2 (略)

(収納事務の受託者の払込み手続)

- 第109条 収納事務の受託者は、収納の委託を受けた収入金を領収したときは、県が納人に領収証書を交付する場合を除き、納人に領収証書を交付するとともに受託現金払込書により速やかに (県が期日を指定した場合にあつては、その期日までに)指定金融機関等に払い込まなければならない。
- 2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第105条第1項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金に係る領収済通知書及び納付書を、同条第2項の規定による委託に係る受託者(以下「県税収納事務受託者」という。)にあっては受託収納報告書を添付しなければならない。ただし、収納事務の内容により添付の必要のない書類については、この限りでない。

3 (略)

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、資金精算書以外の書類で確認することが

の作成に代えることができる。ただし、部分払を するために検査をしたとき及び検査の結果その給 付が契約の内容に適合しないものであるときは、 この限りでない。

報

(福祉関係施設において製作された物品を買い入れる契約等をする場合の手続)

- 第72条の2 施行令第167条の2第1項第3号及び第4号の規定に基づき随意契約をする場合の手続は、次のとおりとする。
 - (1) 契約担当者は、見積書の提出期限の前日から 起算して10日以上の期間(やむを得ない理由が あると認めるときは、5日以上の期間)をおい て、買い入れようとする物品又は提供を受けよ うとする役務の内容、契約をしようとする部局 又は事務所の名称及び所在地、契約の相手方の 決定方法、見積書の提出期限及び提出方法その 他必要な事項を公表すること。
 - (2) 契約担当者は、契約をした後速やかに、<u>買い</u>入れる物品又は提供を受ける役務の名称及び数量、契約の相手方の名称及び住所、契約年月日、契約金額、契約の相手方とした理由その他必要な事項を公表すること。

2 (略)

(収納事務の受託者の払込み手続)

- 第109条 収納事務の受託者は、収納の委託を受けた 収入金を領収したときは、県が納人に領収証書を 交付する場合を除き、納人に領収証書を交付する とともに受託現金払込書により速やかに指定金融 機関等に払い込まなければならない。
- 2 収納事務の受託者は、前項の払込みをする場合においては、指定金融機関等に対し、第105条第1項の規定による委託に係る受託者にあつては受託収納報告書、当該収入金に係る領収済通知書及び納付書を、同条第2項の規定による委託に係る受託者(以下「県税収納事務受託者」という。)にあっては受託収納報告書を添付しなければならない。

3 (略)

(精算の確認)

第126条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものについては、資金精算書以外の書類で確認することが

できる。

- (1) (略)
- (2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、 犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務 におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、 ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供 に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる 契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道 の通行に係る料金(以下「高速道路通行料金」 という。)並びに女性福祉相談所又はあかしや寮 において支払う扶助費に係るもの(前号に掲げ るものを除く。)

3 • 4 (略)

(資金前渡の限度額)

- 第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。
 - (1)~(10) (略)
 - (11) <u>女性福祉相談所又はあかしや寮において支</u> 払う扶助費 10万円

(12) (略)

2 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員(出納局に所属する者に限る。)及び資金前渡職員(交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた者を除く。)が交替したときには、適用しない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

第219条 財務現金取扱員、交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、高速道路通行料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

できる。

- (1) (略)
- (2) 交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、 犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務 におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、 ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供 に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる 契約に基づき支払をする経費並びに高速自動車 国道の通行に係る料金(以下「高速道路通行料 金」という。)に係るもの(前号に掲げるものを 除く。)

3 · 4 (略)

(資金前渡の限度額)

- 第132条 資金前渡することができる資金の額は、次の各号に掲げる経費の区分に応じ当該各号に定める額を超えることができない。
 - (1)~(10) (略)

<u>(11)</u> (略)

2 (略)

(会計管理者等の帳簿及び現金等の引継ぎ)

第193条 (略)

 $2 \sim 5$ (略)

6 前各項の規定は、財務現金取扱員(出納局に所属する者に限る。)及び資金前渡職員(交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速道路通行料金の前渡を受けた者を除く。)が交替したときには、適用しない。

(財務現金取扱員等が設備する帳簿)

第219条 財務現金取扱員、交際費、若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費又は高速路通行料金の前渡を受けた資金前渡職員、歳入の徴収又は収納の事務の委託を受けた者及び支出事務の委託を受けた者は、現金出納簿を設備し、現金の出納を記帳整理しなければならない。ただし、出納局に所属する財務現金取扱員にあつては、この限りでない。

別表第1 (第2条関係)

名	称	所管組織
(略)		(略)
(略)		
(略)		
(略)		(略)
(略)		
(略)		

別表第2の2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

区分 委任 専 決 部長 分庁 維持管 副部 長等 部長 部長 部長 部長 部長 部長 部	(1) 地域振興	同				
費目 舎副 理事務 所長等 (略) 16 負担金、補助及び交付金 (も立子 育工地に係るを除く。) (のの) (のの) 子子育工地に係るのとのののであり、 上・子型にのののであり、 がののであり、 シー・対しにののであり、 なのののののであり、 おおりのであり、 なののののであり、 おおりのであり、 なののののであり、 おおりのでする。 なのののであり、 なのののであり、 なののののであり、 なのののであり、 なののであり、 なののであり、 なののでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 はいのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 はいるのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 ないのでするとしている。 はいるのでするとしている。 ないのでするとしているのでするとしている。 ないのでするとしているのでするとしている。 ないのでするとしているのでするとしている。 ないのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしている。 ないのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているのでするとしているので	区分	委任		専	決	
費目 部長 所長等 16 負担金、 補助及び交付金 (略) 16 負担金、 補助会 ((も) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			部長	分庁	維持管	副部
(略) 16 負担金、 (略) 補助及び交付金 補助金 (・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				舎副	理事務	長等
16 負担金、 補助及 付金 補金 (もうな) (もうな) (もうな) (もうな) (のような) (のような) (のような) (のような) (のような) (のような) (のような) (のような) (のような) (のような) (のなっ) (oなっ) (oなっ) (oなっ) (oなっ) (oなっ) (oなっ) (oなっ) (oなっ) (o o o o o o o o o o o o o o o o o o o	費目			部長	所長等	
補助金 補(も 育出係のく(子・て金る金助子・て金るを)的も育出係担補で金のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	(略)					
付金 補助子・て金るを) ・て金るを) ・のく、のよう世に自、及付 を対する。 ・のく、ののでは、 ・でのである。 ・ののでは、 ・のの	16 負担金	(略)				
補助子・て金るをとって金のくのとののののでは、一大・大力をはいるのでは、一大・大力をは、一大力をは、一大力もないがないないないないないないないないないないないないないないないないないない	補助及び	交				
(も育出係のく(子・加にも除のく) (子・加にも除のく) (子・加にも除り) (子・加に負、及付金のなのでである。) (子・加に負、及付金のでは、ので金のである。)	付金					
 も	補助金	宦				
育 工 生 生 を の の の の の の の の の の の の の	(<u>子)</u>	<u></u>				
出金 (係の (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の) (の	£ • -	<u> </u>				
係るを の く。) (略) 子・一 ・ 型 ・ 型 ・ 型 ・ 型 ・ 型 ・ 型 ・ 型 ・ 型	育て挑	<u>儿</u>				
のを除 く。) (略) 子 <u>子 育</u> 七一 一 七 一 七 一 七 一 七 一 七 一 七 一 七 一 七 日 は に 日 も る る る る る る る る る る る る る る る る る る	<u>出金</u> /	2				
く。) (略) <u>子ども</u> <u>・子育</u> <u>て</u> 型 に 母 を も も で が で も の の の の の の の の の の の の の	係る	5				
(略) <u>子ども</u> <u>・子育</u> て拠出 金に係 る負担 金、新 助及び 交付金	のを除	余				
子ども ・子育 て拠出 金に係 る負担 金、補 助及び 交付金	< ∘)					
 ・子育 て拠出	(略)					
て拠出 金に係 る負担 金、補 助及び 交付金	<u>子ども</u>	<u>5</u>				
金に係 る負担 金、補 助及び 交付金	<u>・子育</u>	<u></u>				
る負担 金、補 助及び 交付金	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
金、補 助及び 交付金						
助及び 交付金	·					
交付金						
(略)	交付金	臣				
	(略)					

(2) 地域振興局以外の事務所

(1) (1) (1) (1) (1)	N 1 -> 2-3%	1/21		
	区分 委	任	専	決
費目			次	予
(略)				
16 負担金、補助	助及 (F	略)		
び交付金				
(略)				
<u>子ども・-</u>	子育			
て拠出金	こ係			
る負担金、	補			
助及び交付	寸金			

別表第1 (第2条関係)

	名	称	所管組織
	(略)		(略)
<u> </u>	西川竹園高等学校		
	(略)		
	(略)		
	(略)		(略)
<u>木</u>	相川高等学校		
	(略)		
	(略)		

別表第2の2 (第3条、第4条の2関係)

(1) 地域振興局

	(1) 地址	蚁 恢	1	1			
書副 理事務 (略) 16 負担金、 (略) 補助及び交付金 (野型拠 出金るを除く。) (略) (略) (野型拠 出金るを除く。) (略) (監判 (地域) (財産) (日本) (財産) (日本) (本) (日本) (日本) (日本) (日本) <td></td> <td>区分</td> <td>委任</td> <td></td> <td>専</td> <td>決</td> <td></td>		区分	委任		専	決	
費目 部長 所長等 (略) 16 負担金、 補助及び交付金 (略) (明長等) (略) (明長等) (明				部長	分庁	維持管	副部
(略) 16 負担金、 (略) 補助及び交付金 補助金 (「野地」) 出金の金のでは、 (ののでは、) (略) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					舎副	理事務	長等
16 負担金、 (略) 補助及 (内金 補助 を で で 付金 補助 児当金 を 重 拠 に も 除 の く の の の の の の の の の の の の の の の の の	費目				部長	所長等	
補助金 補(手出係のく (児当金る金助児当金のを) 略童拠にも除) 手出係担補び金のを) がま出係担補が金	(略)						
付金 補(手出係のく (児当金る金助児当金るを) 略童拠にも除 のく (児当金る金助交付を) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16 賃	担金、	(略)				
補(手出係のく (児当金を) (児当金の) (別当金の) (別手出係担補で) (別手出係担補で) (別で) (別・のの) (別・	補助	及び交					
(児当金のく (児当金のよう) (児当金のよう) (児当金のよう) (児当金の金のののののでは、) (児当金の金ののでは、) (別当金の金ののでは、) (別当金の金のでは、) (別当金の金のでは、) (別当金の金のでは、) (別当金の金のでは、) (別当金のでは、) (別さないは、) (別さないは、) (別さないは、) (別さないは、) (別当金のでは、) (別さないは、) (別さな	付金	:					
手金 出係のく (児当金 のく (野生) 金 (別行 金 (別行 金 (別行 金 (別行 のく (別行 のく (別行 のよ (別行 <td></td> <td>補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>		補助金					
出金に 係のく。) (略 <u>重</u> <u>地</u> に <u>毎</u> 生 金 る 金 の く の く の く の く の り <u>手</u> 世 の ら り る も る も の も る も る も る を り る を る を り る を る を る を る を る を る を		(児童					
係の (略) (略) <u>児当</u> <u>当</u> 生 世 生 生 生 は 兵 は は は は は は は は は は は な な な の で が で も に も も も も も も も も も も も も も		手当拠					
のを除 く。) (略) 児童 <u>世</u> 当 <u>他</u> に 会 を も を も も な で 付金		出金に					
く。) (略) <u>児童手</u> 当 <u>地</u> 金に挺 金負担 金の負担 金のの のので のので のので のので のので のので のので		係るも					
(略) <u>児童手</u> 当 <u>拠出</u> 金に係 る負担 金、補 助及び 交付金		のを除					
児童手 当拠出 金に係 る負担 金、補 助及び 交付金		< 。)					
児童手 当拠出 金に係 る負担 金、補 助及び 交付金							
当 <u>拠</u> 出 <u>金</u> に係 る負担 金、補 助及び 交付金		(略)					
金に係 る負担 金、補 助及び 交付金		児童手					
る負担 金、補 助及び 交付金		当拠出					
金、補 助及び 交付金		<u>金</u> に係					
助及び 交付金		る負担					
交付金		金、補					
(略)		交付金					
(略)							
	(略)						

(2) 地域振興局以外の事務所

(4) 10		/HJ &	チョカル			
		区分	委	任	専	決
費目					次	長
(略)						
16 1	負担金、	補助及	(略)			
びろ	交付金					
	(略)					
	児童手	当拠出				
	<u>金</u> に係	系る負担				
	金、裈	前助及び				
	交付金	È				

(略) (略) 備考 備考 (略) (略) 別表第4 (第4条関係) 別表第4 (第4条関係) 専決区分 副知 部局 課長 課長 専決区分 副知 部局 課長 課長 事 補佐 事 長 補佐 費目 長 費目 (略) (略) 19 負担金、補助及 (略) 19 負担金、補助及 (略) び交付金 び交付金 補助金(法令 補助金(法令 又は条例の規 又は条例の規 定により交付 定により交付 基準が定めら 基準が定めら れているもの れているもの (医療に関す (医療に関す るものに限 るものに限 る。) 及び子ど る。) 及び<u>児童</u> も・子育て拠 手当拠出金 出金に係るも に係るものを 除く。) のを除く。) (略) (略) 子ども・子育 児童手当拠 て拠出金に係 出金に係る負 る負担金、補 担金、補助及 助及び交付金 び交付金 (略) (略) 備考 (略) 備考 (略)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成27年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 平成28年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の平成27年度に係る会計事務は、それぞれ 同表の右欄に掲げる事務所において処理するものとする。

	- •
西川竹園高等学校	巻総合高等学校
相川高等学校	佐渡高等学校

告示

前

◎新潟県告示第400号

新潟県資金前渡取扱規程(昭和57年3月新潟県告示第946号)の一部を次のように改正し、平成28年4月1日から実施する。

平成28年3月30日

(領収書等)

新潟県知事 泉 田 裕 彦

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後

第7条 資金前渡職員は、債権者に支払をしたとき は領収書を徴し、又は支払に係る書類等に受領印 を押印させなければならない。ただし、前条第2 項又は第3項に規定する方法により支払をした場 合においては振込金受領書等をもつて、前条第4 項に規定する方法により支払をした場合において は記帳された当該口座の通帳の写しをもつて領収 書に代えることができる。

2 (略)

(支出命令者への報告)

第8条の2 (略)

2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費、高速自動車国道の通行に係る料金又は女性福祉相談所若しくはあかしや寮において支払う扶助費(以下「若草寮入所児童経費等」と総称する。)に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。

3 (略)

(領収書等)

改

第7条 資金前渡職員は、債権者に支払をしたとき は領収書を徴し、又は支払に係る書類等に受領印 を押印させなければならない。ただし、前条第2 項又は第3項に規定する方法により支払をした場 合においては、振込金受領書等をもつて領収書に 代えることができる。

TE.

2 (略)

(支出命令者への報告)

第8条の2 (略)

2 若草寮に入所する児童に係る経費、犯罪の捜査に要する経費、企業誘致に係る業務におけるタクシーの借上げに要する経費、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供に係る経費及びこれらに伴い物品を借り入れる契約に基づき支払をする経費又は高速自動車国道の通行に係る料金(以下「若草寮入所児童経費等」という。)に係る資金(規則第126条第2項第1号に掲げるものを除く。)の前渡を受けた資金前渡職員は、毎月、交付を受けた資金について別記第2号様式による前渡資金出納計算書を作成し、支払の証拠書類及び保管金の現在高を証する書類を添付し、翌月15日までに当該経費に係る支出命令者に提出しなければならない。

3 (略)